

医療分野における放射線汚染された

感染性廃棄物の処理に関する法改正および対策要望

1. 現状と課題

日本の医療現場では、放射性同位元素（アイソトープ）を用いた診断や治療が増加しています。これに伴い、放射性物質が付着または含まれる廃棄物（注射針、ガーゼ、医療機器、血液、尿など）も増加傾向にあります。医療法では、放射線物質が付着または含まれる廃棄物の処理について、専門業者への引き渡しを義務付けています。しかし、現実には、これらの廃棄物が同時に感染性廃棄物である場合、その取り扱いに大きな課題が生じています。

- 廃棄物処理業者の受け入れ拒否**: 放射性物質に汚染された感染性廃棄物（血液、尿など）は、感染症予防の観点から特殊な処理が必要となります。しかし、放射性廃棄物を取り扱う専門業者（主に放影研）は、感染性廃棄物の処理能力や設備を有していないため、これらの廃棄物の受け入れを拒否しています。
- 医療機関の負担**: その結果、医療機関は、法律上専門業者への引き渡しが義務付けられているにもかかわらず、受け入れてくれる業者が見つからず、保管場所に困るという事態に直面しています。これは、医療従事者の精神的・物理的負担を増大させるだけでなく、廃棄物の不適切な管理につながるリスクもはらんでいます。
- 法的グレーゾーンの存在**: 放射性物質汚染と感染性の二重の特性を持つ廃棄物に対する明確な処理基準や責任分界点が、現行法規（医療法、廃棄物処理法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律など）の中で十分に定められていません。このため、法律の解釈や運用に混乱が生じています。

2. 要望事項

上記の課題を解決するため、以下の政策的措置を強く要望します。

1. 法改正および新制度の構築

- **放射性感染性廃棄物の定義と処理責任の明確化:** 放射性物質汚染と感染性の両方の性質を持つ廃棄物について、法的に**「放射性感染性廃棄物」**として明確に定義し、その処理方法、保管基準、および最終処分に関するガイドラインを法的に整備することを要望します。
 - **処理体制の確立:** 放射性感染性廃棄物を一元的に処理できる専門施設の設置、または既存の放射性廃棄物処理業者と感染性廃棄物処理業者との連携を促進する新しい制度の構築を要望します。公的機関が主体となり、この種の廃棄物を引き受ける体制を確立することも検討すべきです。
 - **廃棄物処理法の改正:** 廃棄物処理法において、放射性感染性廃棄物の処理に関する特例を設けることを要望します。これにより、医療機関が法的に適正な形でこれらの廃棄物を処理できるようになります。
-

3. 結び

放射性感染性廃棄物の問題は、単なる廃棄物処理の問題ではなく、公衆衛生と環境保全に関わる喫緊の課題です。現行法の課題を解消し、医療現場が安心して治療に専念できる環境を整備することは、国民全体の健康と安全を守る上で不可欠です。本要望が速やかに検討され、具体的な対策が講じられることを切に願います。